

令和5年第8回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第8号)

招 集 年 月 日	令和5年8月30日 (水)		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和5年8月30日 9時40分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和5年8月30日 10時45分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 10 名 欠 席 0 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △⊗ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	宮本 千春	○
	2	河野 幸枝	○
	3	笠井 清孝	○
	4	栗栖 芳秋	○
	5	佐藤 潤	○
	6	富永 富幸	○
	7	沖 貴雄	○
	8	武本 宮紀	○
	9	小笠原 敏子	○
	10	河本 穂津雄	○
議事録署名委員	1 番	宮本 千春	
	2 番	河野 幸枝	

議長	<p>総会を開会させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は10名です。</p> <p>出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。</p> <p>これより令和5年第8回安芸太田町農業委員会総会を開会します。(9:40)</p>
議長	<p>議事録署名者の選任を行います。</p> <p>この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。</p> <p>よって議事録署名者に1番委員と2番委員を指名します。</p>
議長	<p>会議書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議書記に農業委員会事務局職員、佐々木泰彦氏と栗栖はるか氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第50号から議案第56号について事務局長より提案説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(提案説明)</p>
議長	<p>それでは、議案第50号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さん、耕作面積は984㎡です。譲受人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さん、耕作面積は3,211㎡です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字上殿字西神田、地番が1968番、地目が田、面積が984㎡です。申請理由は譲渡人は高齢で遠距離のため譲り渡す。譲受人は経営する会社に来る子どもの農園にするため譲り受ける。となっております。以上です。</p>
議長	<p>それでは4番委員から説明をお願いします。</p>
4番委員	<p>議案書1ページから3ページの議案第50号をご覧ください。</p> <p>8月24日申請者、[REDACTED]さんの立会代理人、行政書士の[REDACTED]さんと現地調査を行いました。[REDACTED]さんは高齢者及び子供向けの施設会社を手掛け、安芸高田市へ所有する農地3,211㎡はすべて子供農園等にして、芋・野菜を耕作されております。この度北広島町千代田で民家を借りて事業をしていたのを千代田インター付近に施設を新築して子供農園の増設を諮られます。よって今回の申請となっております。農機具は草刈り機だけであとはリース等で主に施設の子供等により農業作業に常時従事されております。また周辺の農地利用に影響はありません。以上第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えま</p>

	<p>す。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、議案第 50 号について、審議に入ります。議案第 50 号について質疑はありませんか。</p>
8 番委員	<p>すみません。千代田インターの方に施設があるということなんですけど、戸河内インターまで通われるということですか。</p>
3 番委員	<p>通いです。千代田インターからこちらに通われるとのこと。大体 30 分くらいで来られるということ。です。</p>
議長	<p>8 番委員さんいいですか。</p>
8 番委員	<p>はい。いいです。</p>
議長	<p>その他質疑ありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 50 号は申請のとおり、承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 50 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第 51 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は [redacted]、お名前が [redacted] [redacted] さん持分 18 分の 6、 [redacted]、お名前が [redacted] [redacted] さん持分 18 分の 6、 [redacted]、お名前が [redacted] [redacted] さん持分 18 分の 2、 [redacted]、お名前が [redacted] [redacted] さん持分 18 分の 2、 [redacted]、お名前が [redacted] [redacted] さん持分 18 分の 2、耕作面積は 1,772 m²です。譲受人の住所は [redacted]、お名前が [redacted] [redacted] さん、耕作面積は 0 m²です。権利の内容は贈与による所有権移転となっております。申請地は大字津浪字中之原、地番が 262 番 1、265 番、372 番 1、面積が合計で 1,772 m²です。申請理由は譲渡人は遠距離のため譲り渡す。譲受人は管理をするため譲り受ける。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて 1 番委員より説明をお願いします。</p>

1 番委員	<p>議案第 51 号の説明をいたします。議案書 4 ページをご覧ください。図面は 5 ページから 7 ページです。</p> <p>8 月 16 日現地確認しまして、8 月 18 日申請者の本人である■■■■さんへ電話による聞き取り調査した結果に基づき、議案説明させていただきます。申請地は、加計スマートインターから山手方面約 500m 進んだ津浪地区となります。</p> <p>譲渡人■■■■さん他 4 名の方は遠方で管理できないことから譲受人■■■■さんへ農地を譲り渡すものです。■■■■さんは、広島市内に居住されておりますが、自営の方で時間が自由にとれることから主に平日の午前中、又申請地斜め後方に寝泊まりできる屋敷を所有されており、農業に従事することについて、問題ないとのことでした。農機具については、現在軽トラック、耕運機しか所有されておりませんが、知人からコンバイン、田植え機、トップカー、乾燥機など 当面借用して、やっていきたいとのことでした。農業経験で、水稻は「未経験」ということで、色々な方から助言や手助けいただきながら、やっていきたいとのことでした。野菜づくりについても、経験 少ないものの これまで「なす、ネギ、とうがらしを耕作していた。」と聞いております。地番 372 番 1 は、当面草刈など行い、維持管理し 将来的にはかぼちやを耕作したいと言われておりました。</p> <p>以上、全部効率利用要件、農作業常時要件、地域との調和要件全て整い、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので、許可相当と判断しました。審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 51 号について、審議に入ります。議案第 51 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 51 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 51 号は申請のとおり承認決定いたしました。</p> <p>それでは議案第 52 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は■■■■、お名前が■■■■さん持分 2 分の 1、■■■■、お名前が■■■■さん持分 2 分の 1、耕作面積は 139 m²です。譲受人の住所は■■■■、お名前が■■■■さん、耕作面積は 0 m²です。権利の内容は贈与による所有権移転となっております。申請地は大字松原字中野原、地番が 353 番 2、地目が田、面積が 139 m²です。申請理由は譲渡人は遠距離のため譲り渡す。譲受人は昨年隣接している宅地及び家屋を取</p>

議長	<p>たします。現在この 2 枚の畑についてですけれども、すでに申請人である ■■■■■ さんのお父さんが管理をされておりまして、そこには富有柿が数本と茶の木が植えてあり、今後は引き続き管理をされるということでした。すでにお父さんは農業経営をされており、機械等々も所有されており特段問題はないと思われまます。また第 3 条第 2 項各号に該当することはありませんでしたので、許可妥当と判断しました。審議のほどよろしくをお願いします。</p> <p>それでは、議案第 53 号について、審議に入ります。議案第 53 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 53 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 53 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第 54 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は ■■■■■、お名前が ■■■■■ さん、耕作面積は 623 m²です。譲受人の住所は ■■■■■、お名前が ■■■■■ さん、耕作面積は 0 m²です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字加計字滝之本、地番が 4851 番 1、字大利 5732 番 5、地目が田と畑、面積が 613 m²です。申請理由は 譲渡人は遠距離のため譲り渡す。譲受人は宅地に付随する農地のため譲り受ける。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて私のほうから説明をさせていただきます。</p>
議長	<p>議案書 14 ページから 16 ページをご覧ください。合わせて写真を添付していただいております。写真を見ながら説明をしたいと思います。</p> <p>8 月 28 日に現地調査と申請代理人の ■■■■■ 行政書士の聞き取り調査を行いました。譲渡人の ■■■■■ さんは町外に住んで、なおかつ高齢でもあり、管理できないということで空き家バンクを通じて自宅とそれに付帯する今申請する農地ですが、あわせて譲受人の ■■■■■ さんに譲渡すものです。■■■■■ さんは職場が附地の工場の方に勤務されておるということも含めてですね、勤務地に近い安芸太田町内に空き家バンクということであったので、農地を含めて売買をしたいということでございました。写真を見させていただきますと 5732-5 番地の下にある家が空き家バンクに登録された ■■■■■ さんが購入されるおうちです。ということで、これを機会に住居傍の農地を家庭菜園として活用するというので、現在も住所</p>

議長	<p>地の近くに友人の方でしょうか、家庭菜園をやっているということ聞いております。ということで、周辺農地の農地利用にも影響もなく、3条2項各号に該当もなく許可妥当と判断しました。審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議案第54号について、審議に入ります。議案第54号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第54号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第54号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第55号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者の住所は■■■■■■■■■■、お名前が■■■■■■■■■■さんです。申請地は大字加計字滝之本、地番が4865番、4866番、地目が畑、面積は合計で128㎡です。申請理由は宅地として売買するため。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第55号の説明をさせていただきます。非農地証明申請についてです。議案書の17ページ、図面は18、19ページをご覧ください。またあわせて資料の1ページをご覧ください。</p> <p>本議案は、■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■さんによります非農地証明申請です。申請地は、役場加計支所から北西へ約1.5km進んだ滝本地域です。</p> <p>現地は■■■■■■■■■■さん所有の4867番、4866番、4865番の筆界未定地です。4867番は地目が宅地であり、残りの申請地番二筆が畑となっていたため今回非農地証明申請がされています。8月23日に担当委員の10番委員と事務局とで現地確認を行いました。資料をご覧ください。現況宅地となっております。税務課に確認したところ大正時代に家屋が建てられ、令和4年に解体されております。近所の方に聞き取りも行いましたが、過去にその土地で耕作がされたことはない状況で、農地として維持するのは難しいと判断しました。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それでは、議案第55号について、審議に入ります。議案第55号について質疑はありませんか。</p>

議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第 55 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 55 号は申請のとおり承認決定いたしました。 それでは議案第 56 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の 20 ページです。安芸太田町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について意見を求めることとさせていただきます。別にお配りしております一覧をもとに説明をいたします。A41 枚物で安芸太田町農業経営基盤強化促進基本構想の変更理由が書かれた紙があると思うんですけども、変更理由がいくつか書いてあるのですが、改正農業経営基盤強化促進法が今年の 4 月 1 日に施工されております。これを受けて広島県から農業経営基盤強化促進に関する基本方針というのを変更しています。農業経営基盤強化促進法の第 6 条 3 項においてですね、各市町で基本構想というのを制定しているんですけども、それについては県の基本方針に即するものである旨指定されております。そのため今回基本構想を見直すという内容になっております。</p> <p>続いて 2 番変更概要になりますが、大きな変更点がですね、現行の人・農地プランを基礎として地域計画の策定に移行するというので、ここが大きく変わるということで、主な内容は以下のとおりということで、(1) から (8) まででございます。</p> <p>まずですね、ほとんどの項目が基本方針に付した内容のものなんですけど、(2) こちらについては町独自の内容に今回ちょっと変更しております。まずこちらから説明いたします。(2) の小規模農家の育成支援についてということでこれについては昨年度策定した農業振興ビジョン、こちらにですね小規模農家の育成支援に取り組むということにしておりまして、基本構想が根拠となるため、お配りしている基本構想の変更後の全文説明、こちらの A4 縦のちょっと厚みのある、これにページをふってまして 4 ページ目に赤字で、真ん中の方ですけどカキクケコの「ク」という項目で追加をしております。ちょっとこちらを見ていくと認定農業者等の集積不向きは狭小農地等の荒廃防止を図るため、又、生産農家の裾野拡大を図るため、安芸太田町は (1) 及び 5 の (2) のイの指標に満たない基準による独自の認定制度を設け、認定を受けた農業者に対し支援を行う。という風にしております。ということで難しく書いているんですけども、認定農業者とかですね、認定新規就農者といった基準に満たない者でも、町独自で基準を作ってですね、支援をしていくよという内容になっております。これが町独自の内容になっております。</p> <p>先ほど見ていただいた紙の変更概要の (2) の項目について説明をします。先ほどもちょっと申し上げたんですけども、人・農地プランから地域計画への</p>

段階へ進むという内容に大きく変わっております。地域計画についてはですね、農業委員会総会終了後に各地域の地図を確認されておりますのでイメージできると思うんですけども、本構想で具体的に規定することで、今後の手続きを進めていく根拠となります。こちらについては新旧対照表を基に見て行きたいと思っております。あと合わせて変更理由の A4 縦の紙も見ていくので横に置きながら見ていただければと思っております。

まず、新旧対照表のめくっていただいて 2 ページ目、用語の定義が一部変わっております。表の中ほどにですね左側が改正後の内容になっているんですけども、そちらに「協議の場」や「地域計画」といった言葉が加わっております。今回、基盤法が改正されたことを受けてですね、改正前の内容が旧法という形で定義に加わっております。

つづいて、新旧対照表の 5 ページ目から 6 ページ目、5 ページ目の一番下の方にですね、効率的かつ安定的な農表経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用関係の改善に関する事項という項目があります。この項目において、人・農地プランから地域計画へ文言を修正するとともに、必要に応じて各年度で見直しをする旨が記載内容が変更されております。

続いて同じく新旧対照表の 6 ページ 7 ページ、一枚めくっていただいた見開きのページになります。こちらに項目、第 6 の農業経営基盤強化促進事業に関する事項という項目がありますが、そちらの中に地域計画推進事業というものを追加しております。今ご説明した内容が変更概要のうち、(1)、(4)、(5) 及び (6) に該当いたします。

ちょっとページを戻っていただいて新旧対照表の 4 ページから 5 ページ目にかけて第 4 の項目が新設されております。これは改正前の構想の第 5 の 4 の項目ですね、新旧対照表のページで言うと最後の方のページになるんですけど 9 ページ目、今回削除になっているんですけども、この項目がですね第 4 の方に移設・修正されているものです。これが、変更概要の (3) 及び (8) に該当いたします。

変更概要の中の (7) ですね、移行期間における利用権設定等推進事業の取り扱いの記述を追加ということなんですけども、これは新旧対照表の 7 ページ目、真ん中少し下のところになりますけども、第 6 の 2、利用権設定の促進事業に関する事項、ここにですね、記述を追加しております。地域計画が策定されるまでの間はこれまで通りの対応をしますよという旨の内容であります。ということで以上がですね、基本構想の変更に係る説明であります。

カラー刷りの横長の安芸太田町独自農家モデルというのをちょっとご覧ください。先ほどの基本構想の具体的な町独自モデルという資料をカラー刷りでお配りしております。お配りしたタイミングとちょっと中身がブラッシュアップしたんです、ちょっと読み上げさせていただきます。

まずは独自モデルの目的のところからご覧いただければと思っております。令和 4 年度策定の町の農業振興ビジョンで示された認定農業者、認定新規就農者、先ほど説明をしました物よりハードルの低い町の独自農家モデルを構築し、一定の基準に達すると認められる小、規模生産出荷農家の育成支援を行うことで小規模出荷農家の増と活性化を促し、産直市等への出荷品目の充実強化を図るこ

事務局

とを目的としております。

次の認定基準ですが、町の、先ほどの基本構想において設ける基準は下記のとおりとなります。

1 番目としまして、安芸太田町内に住所所在地がある個人・団体とします。お配りしている資料には「転入予定」という文言が入っていると思うんですが、転入予定というのは確認が難しいため削除させていただきました。住所要件、もしくは所在地要件があるということにさせていただきたいとおもいます。カッコとして団体には法人格の有無は問わない、法人格がなくても認めますよと、ただし、構成員が 3 名以上であるということを取り決めさせていただきたいと思えます。

2 番目としまして、町内に耕作する農地を所有又は借りているもの、「貸借」という文言が入っているんですけど、「貸借」という言葉は「借りている」という文言に代えさせていただきます。

3 番目としまして、野菜・山菜・果樹、水稻のみの農家の場合は認定対象外とします。を、販売する個人団体。

4 番目としまして認定基準は所得ではなく、認定農業者・認定新規就農者は所得という基準にしておりますが、所得ではなく売り上げというのを基準とすると。目標として 3 年後に、町に出していただく計画があるんですけど、その目標が 3 年後に達成できると認められるもの。売上高には自ら生産した農産物等の加工品の売り上げを含むとします。ただし、加工のみではだめですよということで、生産したものを加工する方として認めます。加工品だけだと農家としてみなさないということを書きとさせてもらってます。モデルは 2 つ作るということで I 型モデル、これが三年後の目標売上高 50 万年間、経営面積は目安ですけど 3a 程度。II 型モデル、こちらはちょっと基準が高いんですけど、同じく 3 年後の目標の売上高は 100 万円とする。経営面積は 1 反程度とするということです。

5 番目として認定後 3 年間は生産販売実績をですね、町が指定した様式により町へ報告をすると。

6 番目として認定農業者・認定新規就農者はとする。

7 番目として書き加えていただきたいのは有効期間を 5 年間ということで、もちろん更新を可能とするとさせていただきたいと思えます。

メリットとしては補助金が、1 から 3 番までの、今既存の補助制度がもらえないとかですね、もらえても額が少ないというのをですね、もらえますよというのが大きな、3 つの補助金がもらえるメリットとなります。

次のページに行ってください、認定基準別の比較表というのがあるんですけど、既存の上の 2 つが認定農業者・認定新規就農者の基準です。町独自モデルをですね、わかりやすく先ほど記したものをわかりやすく表で表現しております。ただし右の 2 列のですね、国の制度である農業次世代投資資金とか日本政策金融公庫の対象にはできませんよという、あくまで町の独自モデルということになります。

次のページに行ってください、農家モデルによる補助金の拡充、先ほど申しました補助金の拡充のところを説明させていただいております。50 万円だとこの表になる。50 万円の表、農業用施設機械器具整備事業というのがあるんで

	<p>すけど、この制度はあまり既存の制度と変わらないので削除させてもらっています。担い手支援事業、機械器具の購入と農業用資材の購入が50万円対象で、100万円の方に3つ、担い手支援事業と農業用施設機械器具整備事業、農業用資材補助事業の3つを補助しますという風にさせていただきたいというのがこの制度の大まかなところになります。</p> <p>この独自モデルの審査のことなんですけど、認定農業者及び認定新規就農者についてはですね、県へ審査を出して県の方でも審査をいただくんですが、町の独自モデルのために何らかの方法で審査をしなければいけないと思っております。町の職員だけの審査ではちょっと難しいと思っておりますので、どれくらい出て来るかにもよるんですけど農業委員会でも、毎月の農業委員会の総会終了後にそういう計画書をですね、申請書が出てくれば審査をいただければどうかなとちょっと思っております。独自モデルの要綱とかですね、まだ作っておりませんので、細かいところの直したらいいとかということもあると思っておりますので、先ほどの基盤構想の変更と合わせて町独自モデルのところはこうした方がいい等の意見がありましたらいただければと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第56号について、審議に入ります。議案第56号について質疑はありませんか。</p>
3番委員	<p>この公示というか、いつ全体に発表されますか。</p>
事務局	<p>基本構想そのものはこの場で検討していただいて、県や農業委員会、JAの方にも意見を聞いておまして、意見がなければ県へ報告して有効になります。</p> <p>独自モデルの方もできましたら上半期に、あまり時間はないですが示せるようにしたいなと思っております。ルールを細かく決めていかないとおもっておりますので、出来次第年度の早いうちにお知らせしたいと思っております。</p>
3番委員	<p>僕自身の意見なんですけど、今地域おこし協力隊がずいぶん来ておりますけど、将来設計ですよ、3年である程度計画を立てないといけないのでこの辺を踏まえたような構想を地域おこし協力隊の会議の時にこういう形でこういうのがあるよということをお願いしたい。思いとしては、数名の方が残りたいというような話を僕自身が聞いている。特に■■■■君の場合は結構僕とリンクしていろいろと活動をしているので、ある程度三年後にこれだけの収入が入って生活ができるという目処が立てば定住につながっていくという風に考えてその辺ははっきり行政の方から地域おこし協力隊の方に呼び掛けていただきたいなというのは私の意見です。</p>
議長	<p>今のは意見ということで事務局いいですか。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p>
議長	<p>これ自体は予算が絡むが議会の方は問題ないのか。</p>

事務局	<p>今の既存の制度の拡充なので、とりあえず今の予算で賄えるかなと。どれくらい出て来るかによっては補正予算で追加をさせていただかないといけないかもしれないですけど、いずれも既存の補助制度の中での拡充なので、とりあえず予算の方は大丈夫かなと思っております。</p>
議長	<p>条例はかかわってこないのか。</p>
事務局	<p>補助要綱で農林水産業関係の補助金を出しておりますので、そちらの方の改正は必要だと思うんですけど、町の条例上は影響はないと思います。</p>
議長	<p>これは一般に公募なんかで公開するのか。</p>
事務局	<p>ホームページとか広報誌とかの方で広報したいと思っております。一般の農家向けなのでどれくらい出て来るのかちょっと未知数なんですけど、あまりハードルを下げすぎてもいけんし、上げすぎてもいけんしというところで50万円100万円がどうかという、半農半Xとかですね、先ほどの地域おこしの方とか新しく入ってこられる方、Iターンの方にも受けていただけるような制度としてほしいと思ってですね作らせてもらったところです。</p>
議長	<p>その他委員の方で質疑はありますか。</p>
7 番委員	<p>モデルでI型II型があるんですけど、基準がIが3aで50万、IIが10aで100万、単純に考えて10aで100万の方が単位面積当たりが低い。町が構想としてどちらのステップ者を増やしたいかで変わると思うんですけど、50万円の農業者経営体を増やしたいのであればこれでも、じゃなくて100万円規模のそういった経営体を増やしたいのであれば50万円のところのハードル部分というのは見直す必要があるんじゃないかなという風には思います。</p> <p>一番下の農業用資材補助についても50万と100万の売り上げの差が出ているにも関わらず、補助額が同額ってなると50万円を選択した方が有利になるので。今のこの書き方だと僕は50万円の売り上げの農業者を増やしたい施策なのかなという風には感じたので、どちらを今後展開していくうえで増やしたいのかなと感じました。</p>
事務局	<p>経営面積は目安なのでちょっとなかなか1反あたりとかaあたりとなると確におっしゃる通りちょっと50万円が不利かなというのが思っております。増やしたいのがですね、今の産直の出荷者を見ると100万円の方はほとんどいらっしやらない、専業を除いてですね。そういう100万円の方を増やしていきたいのはあります。そういう100万円の方を増やさないと今から産直を再整備していく中でですね、その規模に見合った出荷量を確保できないだろうということで100万円の方を増やしていきたいと、ただ100万円ばかりだとなかなかハードルが高いということで50万円をもうけさせていただいたということです。</p> <p>農業資材購入事業については今対象がひろしま活力生のみなんです。ひろし</p>

	<p>ま活力生専業の方も 10 万円にさせていただいているので、そのバランスを考えて、難しいんですけど 10 万円とさせていただきました。差をどうつけるかというのも確かに難しいんですけど、活力生を増やすのか、そういう風になってますので、とりあえず 10 万円でどうかと。あまり下げると、5 万円とかにするとあまりメリットがないということで 10 万円にさせてもらったというところですよ。以上です。</p>
7 番委員	<p>100 万円規模の売り上げを増やすということなのであればこれで目指してもらえばですね、先ほどの最後の資材に関しては経営体の規模が変われば当然かかるコストも違うので、補助率 2 分の 1 とありますけれどもものいっぱい買えば余裕で 10 万円はクリアできますので、もう一度見直しをしてもらえたらと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。購入経費については考えさせてもらいます。活力生の制度もありますので、それ含めてちょっと、今の予算のこともありますのでそれを踏まえて検討させていただきます。ありがとうございます。</p>
3 番委員	<p>あと、審査の時に必要な書類とか等の詳しいことはまた別途提案されるということですか。</p>
事務局	<p>はい。認定農業者・認定新規就農者についてもですね、3 年間の計画というのを出しますので、売り上げと経費何がどれだけ作るという表がありますのでそれを作らせていただいて、審査をする。それから現在の実績がある方もかなりいらっしゃると思いますので丸々新規という方でなくても、今既存で認定を受けられる人も取っていただきたいと思っていますので、今現状で産直とかに野菜とか果樹を出されている方についても、今の規模でいけるよとか、そこらを書類を見てですね、審査をいただければと思っていますので様式を作っていくと思っています。</p>
3 番委員	<p>ちょっと質問したのは借りている人とあったので、借りている人の場合は賃貸契約書とかがいるようになるのかなと。</p>
事務局	<p>現状でもですね、口約束というかいらっしゃるので契約書というのはちょっと難しいのかなと思うんですけど、農業委員会の中で確認ができますので、そこの方で確認をさせていただければと思っています。</p>
3 番委員	<p>お願いがもう一個あります。耕作放棄地等を活用するとなると、ちょっと、ある程度土地をきれいにする整備、土地整備にもある程度お金がかかる可能性があるのですが、なぜかというところ猪が掘ってですね、整地があるところがあるのでそういう整地料はここには含まれていないということになりますか。</p>
事務局	<p>整備費用についてははしもトークでも要望がありました。現在の制度の中山間に入っておられる集落協定のところについてはですね、中山間の制度で現状</p>

	<p>復旧しないといけないので、もちろん耕作できるようにしないといけないのでそれを使っていただきたいということで回答させていただいております。耕作放棄地、どこまでの、なかなか荒れ放題というところは難しいと思うんですけどかなり投資をしないといけないので、売り上げを伸ばしていかないといけないので、収支に見合った農地を見つけていただきたいと思っています。もちろん活用していただくのはありがたいんですけど、現段階で整備の方まで予算を付けるというのは難しいかなと思っています。</p>
3 番委員	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>そのほか質疑ありますか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 56 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 56 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に報告事項に入ります。報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の説明をさせていただきます。</p> <p>農地法第 3 条の 3 の規定による届出書が 5 件出ております。資料 2、2 ページをご覧ください。■■■■の■■■さん、■■地区の■■■さん、■■地区の■■■さん、■■地区の■■■さん、■■地区の■■■さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は、それぞれ記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>報告事項について質疑はありますか。</p>
9 番委員	<p>最初の■■■さんちなんですけど、451-7 について登記は田、現況が宅地となつていますが、これは過去に申請が挙がってきているのでしょうか。</p>
事務局	<p>現況が宅地となっていますが、こちらは農地台帳上残っておりますのでこのままの届け出で受けさせていただいております。</p>
9 番委員	<p>現況が宅地ということはその宅地に入る指導とかは出るものなのでしょうか。</p>

